

# 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

R7.4.1

(円)

適用区分			手数料	手数料 (変更/ 軽微変更該当証明)		
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (別表第67の13、14、15)	住宅	標準 その他 計算 大臣 法が 認 める 方 法	一戸建ての住宅	1戸	34,000	17,000
			共同住宅等 及び 複合建築物の住宅部分	1戸	34,000	17,000
				(300㎡未満) 2戸以上4戸以下	63,000	31,000
				(300~2,000㎡未満) 5戸以上15戸以下	105,000	52,000
				(2,000~5,000㎡未満) 16戸以上45戸以下	179,000	89,000
				(5,000㎡以上) 46戸以上	256,000	128,000
		仕 様 基 準	一戸建ての住宅	1戸	17,000	8,000
			共同住宅等 及び 複合建築物の住宅部分	1戸	17,000	8,000
				(300㎡未満) 2戸以上4戸以下	29,000	14,000
				(300~2,000㎡未満) 5戸以上15戸以下	51,000	25,000
				(2,000~5,000㎡未満) 16戸以上45戸以下	94,000	47,000
				(5,000㎡以上) 46戸以上	142,000	71,000
	非住宅	仕 併 用 法 ・ 計 算	一戸建ての住宅	1戸	25,000	12,000
			共同住宅等 及び 複合建築物の住宅部分	1戸	25,000	12,000
				(300㎡未満) 2戸以上4戸以下	46,000	23,000
				(300~2,000㎡未満) 5戸以上15戸以下	78,000	39,000
				(2,000~5,000㎡未満) 16戸以上45戸以下	136,000	68,000
				(5,000㎡以上) 46戸以上	199,000	99,000
		モ デ ル 建 物 法	工場等以外 及び 複合建築物の非住宅部分	300㎡未満	79,000	39,000
				300~1,000㎡未満	101,000	50,000
				1,000~2,000㎡未満	133,000	66,000
				2,000~5,000㎡未満	215,000	107,000
				5,000~10,000㎡未満	281,000	140,000
				10,000~25,000㎡未満	338,000	169,000
工場等	25,000㎡以上		397,000	198,000		
	300㎡未満		17,000	8,000		
	300~1,000㎡未満		24,000	12,000		
	1,000~2,000㎡未満		34,000	17,000		
	2,000~5,000㎡未満		86,000	43,000		
	5,000~10,000㎡未満		130,000	65,000		
その他 標準 大臣 が 認 める 方 法	工場等以外 及び 複合建築物の非住宅部分		10,000~25,000㎡未満	162,000	81,000	
			25,000㎡以上	201,000	100,000	
			300㎡未満	207,000	103,000	
			300~1,000㎡未満	260,000	130,000	
			1,000~2,000㎡未満	336,000	168,000	
			2,000~5,000㎡未満	480,000	240,000	
工場等	工場等	5,000~10,000㎡未満	591,000	295,000		
		10,000~25,000㎡未満	699,000	349,000		
		25,000㎡以上	797,000	398,000		
		300㎡未満	20,000	10,000		
		300~1,000㎡未満	28,000	14,000		
		1,000~2,000㎡未満	39,000	19,000		
		2,000~5,000㎡未満	92,000	46,000		
		5,000~10,000㎡未満	137,000	68,000		
		10,000~25,000㎡未満	170,000	85,000		
		25,000㎡以上	210,000	105,000		

**○工場等とは**

工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの。

**○増改築の場合**

増築又は改築部分の合計床面積の区分に応じ、手数料を算定する。

**○複合用途の場合**

①工場等+工場等以外（自動車車庫等を除く）の複合用途となる建築物

※自動車車庫：建築物省エネ法施行令第6条第1項第1号に規定する用途

工場等	工場等以外
-----	-------

A. 工場等以外の部分の面積を用いて、上記表の工場等以外の面積区分により算定。

B. 建築物全体の面積を用いて、上記表の工場等の面積区分により算定。

**手数料の額はAとする。ただしAの額がBの額に満たない場合はBとする。**

②工場等+自動車車庫等の複合用途となる建築物

工場等	自動車車庫等
-----	--------

**手数料の額は建築物全体の面積を用いて、上記表の工場等の面積区分により算定する。**

③工場等+自動車車庫等+それ以外の用途の複合用途となる建築物

工場等	自動車車庫等	それ以外
-----	--------	------

A. それ以外（工場等及び自動車車庫等以外）の部分の面積を用いて、上記表の工場等以外の面積区分により算定。

B. 建築物全体の面積を用いて、上記表の工場等の面積区分により算定。

**手数料の額はAとする。ただしAの額がBの額に満たない場合はBとする。**

④住宅+非住宅の複合用途となる建築物は、それぞれの部分で算定したものの合算。

**○住宅の共用部分を算定する場合、しない場合**

共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の申請において、共用部分を計算する場合は戸数の区分、共用部分を計算しない場合は、戸数の区分若しくは住戸部分の床面積の合計を上表()内の面積により算定した金額のうち、いずれか低い方の額とする。